

奈良市雨水台帳整備等業務委託
入札説明書

1 目的

本業務は、下水道法（昭和33年法律第79号）第23条に基づき台帳図の調製及び調書類を作成し、ストックマネジメントによる老朽化対策の推進を図るため雨水排水に係る台帳図データの整備を行う。

また、整備した雨水台帳図データを基に内水浸水想定区域図及び内水ハザードマップを作成するとともに、市民等に水害リスクを周知するため、ICTを活用したシステムを構築し、災害時に一人ひとりが自身で身を守る行動がとれるよう防災対応力の向上を図ることを目的とする。

2 競争入札に付する業務の内容

(1) 件名

奈良市雨水台帳整備等業務委託

(2) 概要

本業務は、発注者が管理する雨水排水に係る施設（人孔・管渠・取付管・柵）及び都市下水道（以下「雨水排水施設」という。）台帳の調製を行う。

また、雨水排水施設の排水能力を超える豪雨等により雨水が排水できなくなる内水氾濫による浸水区域及び浸水深等を示した内水ハザードマップの作成及び市民等に内水氾濫による水害リスクを周知するためのシステムを構築する。

(3) 契約期間

契約日から令和8年2月27日（金）までとする。

(4) その他については、別紙仕様書のとおりとする。

3 適用する法令等

本業務を遂行するにあたり、仕様書及び業務委託契約書によるほか、次の法令等及び諸規則等に基づいて行うものとする。

(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）

(2) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）

(3) 下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）

(4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(5) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）

(6) 測量法（昭和24年法律第188号）

(7) 下水道の管理の適正化について（昭和39年都発第52号）

(8) 下水道維持管理指針（公益社団法人 日本下水道協会）

(9) 下水道台帳の調製について（昭和53年都下企発第73号）

(10) 道路法（昭和27年法律第180号）

(11) 河川法（昭和39年法律第167号）

(12) 水防法（昭和24年法律第193号）

(13) 地方交付税法（昭和25年法律第211号）

(14) 流出解析モデル利活用マニュアル（雨水対策における流出解析モデルの運用手引き）（日本下水道新技術機構）（平成29年）

(15) 下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（国土交通省）（平成28年）

(16) 内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（国土交通省）（令和3年）

(17) 水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省）（令和5年）

- (18) 浸水想定（洪水、内水）の作成等のための想定最大外力の設定手法（国土交通省）
（平成27年）
- (19) 内水ハザードマップ作成の手引き（案）（国土交通省）（平成21年）
- (20) 下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き（案）（国土交通省）
（平成23年）
- (21) 公共測量作業規程の準則（令和5年一部改定版 国土交通省告示第250号）
- (22) 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）
- (23) 酸素欠乏症等災害防止対策の徹底について（平成14年基安労発第0826001号）
- (24) データセンターファシリティスタンダードの概要（日本データセンター協会）
（平成22年）
- (25) 電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト
（デジタル庁、総務省、経済産業省）（令和5年）
- (26) その他関連法令等

4 競争入札に参加する者に必要な資格

次の条件に定めるすべての事項に該当することとする。

(1) 単独事業者

- ① 入札参加資格申請時において、令和7年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、測量部門の登録をしている者であること。
- ② 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間において、官公庁の発注において、下水道台帳整備及びハザードマップ作成の業務実績を各2件以上有する者であること。
- ③ 入札参加申請日において、下記の技術者を当該業務に各1名配置できること。

担当技術者については、複数のグループで同時に現地調査を行う場合は、グループ毎に担当技術者を1名配置するものとする。

ア 主任技術者

本業務に従事する主任技術者は、測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定に基づく測量士の資格を有する者であり、かつ高度な技術と十分な実務経験を有するものでなければならない。

また、公告日より3箇月以上の雇用関係にあり、同種業務（下水道台帳整備またはハザードマップ作成等）の実績を有するものであること。

イ 照査技術者

本業務に従事する照査技術者は、主任技術者を補佐できるもので空間情報総括監理技術者及び技術士（上下水道部門）の資格を有する者であるものとする。

また、公告日より3箇月以上の雇用関係にあり、同種業務（下水道台帳整備またはハザードマップ作成等）の実績を有するものであること。

ウ 担当技術者

本業務に従事する担当技術者は、測量法第49条の規定に基づく測量士の資格を有しており、公告日より3箇月以上の雇用関係にある者とする。

- ④ 企業として次の認証を取得していること。
 - ・品質マネジメントシステム（QMS：JISQ9001またはISO/IEC9001）
 - ・環境マネジメントシステム（EMS：JISQ14001またはISO/IEC14001）
 - ・アセットマネジメントシステム（AMS：JISQ55001またはISO/IEC55001）
 - ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：JISQ27001またはISO/IEC27001）
 - ・クラウドサービスセキュリティ（JISQ27017またはISO/IEC27017）
 - ・個人情報保護マネジメントシステム（PMS：JISQ15001）

- ・ ITサービスマネジメント（ISO20000-1）
 - ・ レジリエンス認証
 - ・ DX認定事業者登録
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ⑥ 別紙の仕様書に定める業務について十分な業務遂行能力を有するとともに、適正な実施体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
 - ⑦ 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）
 - ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体ならびにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(2) 共同企業体

- ① 入札参加資格申請時において、共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）は令和7年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、測量部門の登録をしている者であること。
- ② 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間において、共同企業体は政令市または中核市の発注において、下水道台帳整備及びハザードマップ作成の業務実績を各2件以上有する者であること。
- ③ 入札参加申請日において、構成員は下記の技術者を当該業務に各1名配置できること。
担当技術者については、複数のグループで同時に現地調査を行う場合は、グループ毎に担当技術者を1名配置するものとする。
 - ア 主任技術者
本業務に従事する主任技術者は、測量法第49条の規定に基づく測量士の資格を有する者であり、かつ高度な技術と十分な実務経験を有するものでなければならない。
また、公告日より3箇月以上の雇用関係にあり、同種業務（下水道台帳整備またはハザードマップ作成等）の実績を有するものであること。
 - イ 照査技術者
本業務に従事する照査技術者は、主任技術者を補佐できるもので空間情報総括監理技術者及び技術士（上下水道部門）の資格を有する者であるものとする。
また、公告日より3箇月以上の雇用関係にあり、同種業務（下水道台帳整備またはハザードマップ作成等）の実績を有するものであること。
 - ウ 担当技術者
本業務に従事する担当技術者は、測量法第49条の規定に基づく測量士の資格を有しており、公告日より3箇月以上の雇用関係にある者とする。
- ④ 構成員は、企業として次の認証を取得していること
 - ・ 品質マネジメントシステム（QMS：JISQ9001またはISO/IEC9001）
 - ・ 環境マネジメントシステム（EMS：JISQ14001またはISO/IEC14001）
 - ・ アセットマネジメントシステム（AMS：JISQ55001またはISO/IEC55001）
 - ・ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：JISQ27001またはISO/IEC27001）
 - ・ クラウドサービスセキュリティ（JISQ27017またはISO/IEC27017）
 - ・ 個人情報保護マネジメントシステム（PMS：JISQ15001）
 - ・ ITサービスマネジメント（ISO20000-1）
 - ・ レジリエンス認証

- ・DX認定事業者登録
- ⑤ 構成員は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 構成員は、別紙の仕様書に定める業務について十分な業務遂行能力を有するとともに、適正な実施体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- ⑦ 構成員は、奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- ⑧ 構成員は、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く)
- ⑨ 構成員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体ならびにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑩ 構成員は、2者以上4者以内とし、任意かつ自主的に結成するものであること。
- ⑪ 入札参加申請書類提出後は、申請代表者及び共同企業体構成員の変更は認めない。
- ⑫ 構成員は、本業務に入札参加申請する他の共同企業体の構成員ではないこと。

5 入札参加申請書等の配布

(1) 日時

令和7年5月12日(月)から令和7年5月23日(金)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く)の午前9時から午後3時まで(正午から午後1時までを除く)

(2) 場所

奈良市建設部土木管理課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所中央棟4階

0742-34-4893(直通)

※下記ホームページからダウンロードすることができる。

奈良市ホームページ「<https://www.city.nara.lg.jp/>」

6 入札参加申請

(1) 提出書類

① 単独事業者

ア 一般競争入札参加申請書(様式第1号 単独事業者、様式第1号-1 共同企業体)

イ 業務実績調書(様式第2号 単独事業者、様式第2号-1 共同企業体)、下水道台帳整備または内水ハザードマップ作成の業務実績があると確認できるものの写し(契約書、仕様書等)

ウ 誓約書(様式第3号 単独事業者、様式第3号-1 共同企業体)

エ 配置予定技術者調書(様式第4号 単独事業者、様式第4号-1 共同企業体)

オ 配置予定技術者の保有資格及び業務実績(様式第5号 単独事業者、様式第5号-1 共同企業体)、空間情報総括監理技術者及び技術士(上下水道部門)の資格者証の写し、入札参加申請日において、継続して3箇月以上の雇用関係にある者と確認できるものの写し(健康保険被保険者証等)

カ 品質マネジメントシステム(QMS:JISQ9001またはISO/IEC9001)、環境マネジメントシステム(EMS:JISQ14001またはISO/IEC14001)、アセットマネジメントシステム

(AMS:JISQ55001またはISO/IEC55001)、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS:JISQ27001またはISO/IEC27001)、クラウドサービスセキュリティ(JISQ27017またはISO/IEC27017)、個人情報保護マネジメントシステム(PMS:JISQ15001)、ITサービスマネジメント(ISO20000-1)、レジリエンス認証、DX認定事業者登録の取得証明書の写し

キ 測量法による登録を受けていることを証する書類の写し

② 共同企業体で参加する場合は、下記の書類を追加すること

ア 業務委託共同企業体協定書（共同連帯施工型）（様式第6号 共同企業体）

イ 委任状（様式第7号 共同企業体）

ウ 各構成員の測量法による登録を受けていることを証する書類の写し

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期間

令和7年5月12日（月）から令和7年5月23日（金）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く）の午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く）

(4) 提出方法

提出場所へ直接持参すること。郵送、電子メール、FAXでの提出は認めない。

(5) 提出場所

奈良市建設部土木管理課

7 質疑に関する事項

(1) 受付期間

令和7年5月12日（月）から令和7年5月15日（木）

午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 受付方法

質問は、入札事項質問書（様式第8号 単独事業者、様式第8号-1 共同企業体）でのみ受け付ける。

提出は電子メールにて行うこと（FAX不可）。また、電子メールは、提出前後に確認の電話連絡を行うこと。なお、電話での質問は受け付けない。

(3) 送信先メールアドレス

dobokuk@city.nara.lg.jp

連絡先電話番号

0742-34-4893

(4) 質問に対する回答

回答は令和7年5月20日（火）午前9時から午後5時までで当課ホームページに掲載する。

8 入札参加承認

入札参加申請を行った者のうち、入札参加を承認する者には入札参加承認書により、承認しないとした者にはその理由を示した入札参加不承認書により、令和7年5月27日（火）までに通知する。なお、通知は一般競争入札参加申請書に記載されたメールアドレスに電子メールを送信し、原本（公印を押印したもの）については後日郵送する。入札参加決定通知後において入札参加不適合要件が判明した場合は、入札に参加できない。

9 入開札の日時及び場所

入開札日時：令和7年5月30日（金）午後2時30分（入札完了と同時に開札）

入開札場所：奈良市役所 中央棟3階 入札室

10 入札当日持参するもの

次のものを持参すること。なお、持参されない場合は、入札に参加できないため、注意すること。

(1) 入札参加承認書

- (2) 入札書（封筒に入れて封印し、封筒表面の中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記載すること。再入札用の入札書も持参すること。）
- (3) 委任状（様式第9号 単独事業者、様式第9号-1 共同企業体）

11 入札の詳細

- (1) 入札に際しては、奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除する。
- (2) 入札の方法は、持参入札とする。
- (3) 入札時間に遅れた者は、入札に参加できない。
- (4) 入札会場への入場は、入札者またはその代理人のみとする。
- (5) 代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状（様式第9号 単独事業者、様式第9号-1 共同企業体）を提出すること。
- (6) 入札参加者またはその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (7) 入札者の不正行為または不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不適當であると認めるときは、執行を取り止める。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。
- (8) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、差換えまたは撤回をすることができない。
- (9) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、または入札期日を延期することがある。
- (10) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。契約希望金額は、事業に係る全ての費用を含むものとする。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (11) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

12 落札者の決定方法

- (1) 入札者中、入札比較価格以内の最低価格の入札者をもって落札者とする。
- (2) 落札となる額の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。
- (3) 再入札は1回を限度として行う。なお、落札者のないときは、入札執行者の判断により処理することとする。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報またはFAX等による入札
- (3) 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札
- (4) 入札書に入札金額、委託件名の表示を欠く入札
入札書に署名または記名押印のない入札

- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (9) 入札書の日付が入開札日でない入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

14 提出書類

受注者は、本業務の契約時に下記の書類を提出し、本市の承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 作業実施計画書
- (4) 配置予定技術者届（主任技術者届、照査技術者届、担当技術者届）
- (5) 配置予定技術者の経歴書
- (6) 配置予定技術者の資格証明書の写し等（資格を明示した経歴書及び資格証明書の写し、直接的な雇用関係を証明するための健康保険被保険者証の写し、業務実績を証明するためのTECRISの写しを含む）

15 検査

受注者は、本業務完了後、業務委託完了届ならびに成果品を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

16 支払い方法

本業務にかかる費用については、業務が完了した後、完了届ならびに成果品を提出し検査合格の後、正当な請求に基づき請求日から30日以内に支払うこととする。

17 その他注意事項

- (1) 本入札は、本入札説明書及び仕様書によるので、熟読のうえ入札に参加のこと。
- (2) 入札手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、入札者の負担とする。
- (4) 提出期限後における提出した入札参加申請書類の差換え及び再提出は認めない。
- (5) 入札日の前日までの間において、提出書類に関し本市から説明を求められた場合、事業者はこれに応じることとする。
- (6) すべての提出書類は返却しない。
- (7) 入札説明会は開催しない。
- (8) 入札書は、再入札になる場合があるので、2枚用意すること。
- (9) 落札者は、本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または継承させてはならない。
- (10) 契約者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはいけない。また、他の目的に使用してはいけない。この契約が終了または解除された後においても同様とする。
- (11) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合がある。
上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令ならびに奈良市契約規則によるものとする。

18 入札に関する問合せ先

奈良市建設部土木管理課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電 話 0742-34-4893 (直通)

メール dobokuk@city.nara.lg.jp